

— 上志比地区区長会 —

会議資料

日 時 令和8年1月28日(水)
午後7時から

場 所 上志比文化会館サンサンホール

— 永平寺町 —

— 会議次第 —

日時 令和8年1月28日(水)午後7時から
場所 上志比文化会館サンサンホール

- 1 開会
- 2 町民指標唱和 P 1
- 3 委嘱書の交付式
- 4 町長あいさつ
議長あいさつ
- 5 報告及びお願い事項
 - (1) 総務課
 - ①主な行事予定について P 2
 - ②区から選出を依頼する委員等について P 3
 - ③町内会等に対する補助事業について P 4 ~ 8
 - ④区長会役員にお願いする職務について P 9
 - ⑤総務課からの報告・お願い事項について P 10 ~ 11
 - ⑥交通災害共済について P 12
 - ⑦事務組織構図・主な業務について P 13
 - (2) 防災安全課
 - ①個別避難計画について P 14 ~ 15
 - ②永平寺町自主防災組織等補助金の概要について P 16 ~ 18
 - (3) 総合政策課
 - ①永平寺町公式LINE登録について P 19
 - ②上志比地区 近助タクシー運行について P 20
 - (4) 住民税務課
 - ①確定申告について P 21 ~ 22
 - ②町民清掃の日について P 23

(5) 福祉保健課

- ①地域包括ケアシステムについてP 2 4 ~ 2 5
- ②赤十字活動および会費（活動資金）募集についてP 2 6
- ③徘徊高齢者 S O S ネットワークについてP 2 7

(6) 商工観光課

- ①永平寺町大燈籠ながしについてP 2 8 ~ 2 9

(7) えい住支援課

- ①空き家等の情報確認依頼についてP 3 0 ~ 3 3

(8) 地域づくり応援課

- ①地域づくり応援課からのお願い事項についてP 3 4 ~ 3 5

(9) 学校教育課

- ①登下校時の見守り協力のお願いについてP 3 6

(10) 生涯学習課

- ①地域活性化補助金についてP 3 7

(11) 消防本部

- ①消火栓器具の点検整備についてP 3 8

(12) 議会事務局

- ①永平寺町議会からのお願いについてP 3 9

(13) その他

- ①永平寺町社会福祉協議会からのお願いについてP 4 0

6 質疑応答

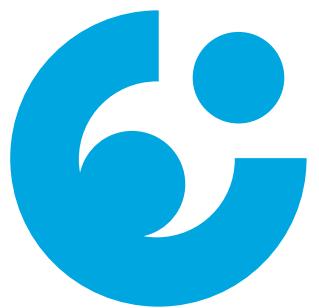
7 役員選出

会長

副会長

8 新会長あいさつ

9 閉会



永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



え えがお 笑顔でいきつを交わしましょう



い いつく 慈しみの心を育てましょう



へ へいわ 平和なくらしと自然を守りましょう



い かんしゃ いつでも感謝の気持ちを持ちましょう



じ じしん ほこ かつりょく きず 自信と誇りを持ち活力ある町を築きましょう

町の花 梅
町の木 油桐



令和8年の主な行事予定

R8.1.15現在

月	日	曜日	内 容	会 場	担当課
1月	4	日	永平寺町消防出初式	永平寺緑の村ふれあいセンター 鳴鹿山鹿九頭龍川右岸	消防本部
3月	8	日	永平寺町はたちのつどい	ESHIKOTO	生涯学習課
4月	上旬	未定	春の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
4月	19	日	町民清掃の日	町内全域	住民税務課
5月	31	日	永平寺町水防訓練	松岡地区(松岡河川公園)	消防本部
7月	中旬	未定	夏の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
8月	22	土	永平寺町大燈籠ながし	永平寺河川公園	商工観光課
9月	下旬	未定	秋の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
10月	下旬	土・日	永平寺町文化祭	永平寺緑の村ふれあいセンター	生涯学習課
12月	中旬	未定	冬の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課

区から選出を依頼する委員

委員等名(担当課)	人数	任期	期 間	業務内容
明るい選挙推進委員 (総務課)	選出地区より 1名	2年	R8.4.1～R10.3.31	主に選挙時における町内ショッピングセンター等での街頭啓発活動への参加。(投票に来て下さい等の呼びかけ・啓発物の配布)その他投票立会人としての依頼や選挙標語・ポスターの審査、研修会への参加等。
自主防災組織代表 (防災安全課)	1名	長期継続的にお願いします		・避難情報発令時の町との連絡 ・避難行動要支援者(高齢者、小さな子供連れ等)に対する救援 (各地区によって対応が異なると思いますので、組織として計画を確立して下さい) ・各地区的避難所開設および運営(必要に応じて区長と協議して下さい) ・各地区的避難訓練の計画・実施(自主防災組織活動費・資機材整備費補助金を活用ください)
保健推進員 (福祉保健課)	1～2名	2年	R8.4.1～R10.3.31	保健推進員は、保健計画に基づく活動として、健康づくりに関する研修にて自身の知識を高め、住民健診やがん検診の普及啓発活動をして頂いております。 また、各地区が主体的に取り組む健康づくり事業の推進役としても活動していただいております。
環境美化推進員 (住民税務課)	50世帯 毎に1名 (最大2名)	1年	R8.4.1～R9.3.31	・ごみの分別収集指導に関する事 ・不法投棄廃棄物を発見した場合の役場への連絡 ・地区で実施した環境美化活動の役場への報告
社会教育推進委員 (ふるさと学級長) (生涯学習課)	1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	社会教育活動の推進。(伸びゆく永平寺町民運動推進事業、地域づくり推進事業への取り組み及び報告)
女性連絡協議会連絡員 (生涯学習課)	加入地区 より1名	1年	R8.4.1～R9.3.31	・地区の女性の活動を実施(講座など) ・女性連絡協議会主催で実施する講座の企画 ・女性連絡協議会企画講座のお知らせを地区の女性に案内 ・地区講座助成金、地区活動助成金の申請
公民館運営委員 (生涯学習課)	担当地区 ごとに1名	2年	R8.4.1～R10.3.31	地区町民の代表として、公民館活動の活性化の手助けをしていただく。また、公民館まつりや文化祭の企画・運営に関わっていただく。

※詳細については、各担当課までお問い合わせください。

令和8年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
1	町有地維持管理事業	町有地において地域住民が草刈作業をすることに対して助成する。	1m ² あたり40円 年2回まで	契約管財課 61-3924
2	自治会管理防犯灯補助事業	自治会内に新規で設置するLED防犯灯の設置費用(支柱も含む)、または、LED以外の防犯灯からLEDの防犯灯に変更する設置費用に対し助成する。ただし、その電気料及び修繕費については、自治会の負担とする。(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月27日までとする。 ※蛍光灯の製造中止に伴い、令和9年度末事業見直し	限度額 10万円	防災安全課 61-3951
3	自主防災組織等補助金 (活動費補助金)	自主防災組織が防災活動に必要な経費に対して助成する。 【自主防災訓練の経費、啓発活動の経費、地区住民の対応に必要な経費】 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～9月30日までとする) ※事前申請	対象経費の100% 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
4	自主防災組織等補助金 (資機(器)材購入費補助金)	自主防災組織が資機材を購入するために必要な経費に対し助成する。 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～9月30日までとする) ※事前申請	避難用資機材80% 救出・救助用資機材・その他50% (※個別避難計画作成地区は、車イスやリヤカーなどの救助用資機材80%) 限度額 30万円	防災安全課 61-3951
5	自主防災組織等補助金 (個別避難計画更新費)	地区住民による個別避難計画の更新作業に係る経費を助成する。 (個別避難計画が作成されている自主防災組織)	限度額 5千円	防災安全課 61-3951
6	自主防災組織等補助金 (防災井戸等調査費)	自主防災組織が災害時に活用する防災井戸等の水質調査に係る経費を助成する。	対象経費の80% 限度額 1箇所につき1万円	防災安全課 61-3951
7	防犯カメラ設置補助金	自治会内の犯罪防止を目的に特定の場所に継続的に設置されるカメラで、自治会が防犯カメラを新規で設置する事業に要する経費に対して助成する。ただし、保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料については、自治会の負担とする。 ※次年度事業の受付期間は、前年4月1日～9月30日	対象経費の100% 限度額 15万円	防災安全課 61-3951
8	戸別受信機購入費補助金	戸別受信機及びアンテナを新規で設置する費用に対し助成する。 (戸別受信機及びアンテナ等工事費を対象とし、修理、コンセントの設置、乾電池購入、アンテナ設置に係る支柱の設置にかかる費用は対象外)	対象者負担額 非課税世帯 約2万円負担 非課税世帯以外 約3万円負担	防災安全課 61-3951
9	老朽空き家等解体補助金	町内の老朽化した住宅等を解体する方に解体費の一部を補助(強風時など、住宅から瓦やトタン等が飛散し近隣住宅へ危害を及ぼす不良空き家等に対し補助を行う) 受付期間は令和7年7月31日まで ※事前申請	解体費用の1/3を補助 老朽空き家 限度額50万円(加算額あり) 準老朽空き家 限度額30万円(加算額あり)	防災安全課 61-3951

令和8年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
10	避難所耐震診断等補助金	地区が管理する一時避難所の安全・安心を向上させるため、施設の耐震診断及び補強プランの作成費の一部を補助する。 ・平成12年5月31日以前に着工された木造建築物で、町の地域防災計画に登録されている一時避難所 ・県に登録されている耐震診断士が作成するものに限る ※事前申請	耐震診断・補強プラン作成費用のそれぞれについて、2/3を補助	防災安全課 61-3951
11	避難所耐震改修促進事業補助金	地区が管理する一時避難所の安全・安心を向上させるため、施設の耐震改修に係る費用の一部を補助する。ただし、耐震診断士による耐震診断及び補強プランによるものであること。 ・平成12年5月31日以前に着工された木造建築物で、町の地域防災計画に登録されている一時避難所 ・県に登録されている耐震診断士が作成する耐震診断及び補強プランによるものに限る ※事前申請	耐震改修に係る費用の2/3を補助 限度額 床面積1m ² あたり57千円	防災安全課 61-3951
12	家庭用防犯対策品設置事業補助金	家庭での防犯対策を支援するため、防犯カメラ等の防犯対策品の購入・設置費用の一部を補助し、犯罪者に対する抑止力とし、犯罪の発生を未然に防ぐことにより、安全で安心して暮らせる犯罪に強いまちづくりを推進する。 ・高齢者のみ世帯(65歳以上) ・防犯カメラ、カメラ付きインターフォン、センサー付きライト、防犯フィルム (補助期間 令和7年度より9年度までの3か年)	補助対象経費の1/2の額 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
13	自転車用ヘルメット購入補助金	自転車用ヘルメットの着用率向上に取り組み、自転車乗用中による交通事故を無くすことを目的に、町民が自転車用ヘルメットを購入する費用の一部を補助する。 ・町内在住者(全年齢) (補助期間 令和7年度より9年度までの3か年)	自転車用ヘルメット購入費の1/2の額 限度額 2千円	防災安全課 61-3951
14	廃棄物施設整備事業	町内会の廃棄物施設(ごみ集積場)に要する経費に対し助成する。 (新設・入替は町区内のごみステーション数により単年度に補助できる施設数が異なる) (修繕・補修は施設の維持に必要な部材の取替、付帯設備の追加に関するものとする)	新設・入替 1施設あたり 限度額 10万円 修繕・補修 1地区あたり 限度額 3万円	住民税務課 61-3945
15	古紙回収推進事業	地域・団体等が実施する古紙回収に対し奨励金を支給する。 古紙等(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ等対象)	古紙類1Kg当たり4円	住民税務課 61-3945
16	野良猫不妊手術に係る助成事業	野良猫の被害対象区域住民からの申請により手術費を一部助成する。 自治会長(区長)による野良猫である確認が必要となる。	野良猫不妊手術費用に係る一部助成 オス1匹:6千円 メス1匹:9千円	住民税務課 61-3945
17	永平寺町遊具整備費補助金	町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し助成する。	(整備に要する経費) 補助率 1/2 最高補助限度額 30万円	子育て支援課 61-7250
18	林道維持管理事業補助金	地元林道の維持管理(側溝の土砂上げ、草刈等、機械による施工)を地域住民が共同で取り組むことに対して助成する。	側溝の土砂上げ、草刈等: 500m当たり1万円 限度額 2km 4万円 機械施工 : 限度額 30万円	農林課 61-3947

令和8年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
19	山ぎわ森林整備事業補助金	人家や道路など、重要なインフラに隣接する山ぎわの危険木の伐採や間伐等の森林整備を支援し、山ぎわ森林整備の促進を図る。(対象森林は地域森林計画に記載された森林である必要がある為、対象になるかは、農林課へお問い合わせ下さい。)	補助率:100% 1申請あたり限度額300千円(1千円未満の端数は切り捨て)	農林課 61-3947
20	有害鳥獣対策地区協力補助金	町内の地域における鳥獣被害対策の促進及び育成・強化を図り、鳥獣被害を最小限に食い止めるため、地域の鳥獣被害対策にかかる費用の支援を行う。補助対象地区は、町内の地域で、鳥獣被害対策地区リーダー(鳥獣被害対策実施隊員)を選出し、鳥獣被害対策地区リーダーを中心に、鳥獣被害対策組織を設置した地区に対して助成する。 ※補助申請対象期間R7～R9年度	本補助金の補助上限額は20万円とする。(1千円未満の端数は切り捨て) ○補助率:10/10 ・鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用 ・鳥獣の追払いに係る消耗品費(爆竹、口ケツト花火等) ・鳥獣の追払いに係る備品購入費(電動ガン、パチンコ等) ・鳥獣を寄せ付けないための対策に係る費用	農林課 61-3947
21	山村活性化支援交付金	山村振興法に基づき指定された振興山村において、農産物や林産物等の地域資源を活用した地域の振興を図るため、地域内資源の賦存量調査や新製品の開発・試作、人材育成、販路開拓等のソフト面の取組に対して交付する。 ※振興山村地域は以下のとおり ・志比、荒谷、市野々、京善、寺本、けやき台、諏訪間、東諏訪間、山地区 ・下淨法寺、殿村、上淨法寺、岩野、吉波、栃原地区	事業期間:上限3年間 交付率:定額(上限1,000万円/地区)	農林課 61-3947
22	農村型地域運営組織(農村RMO)形成支援事業	中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMO(農村型地域運営組織)の形成を促進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業(農用地保全・地域資源活用・生活支援)にかかる取り組みを支援する。	事業期間:上限3年間 交付率:定額(上限1,000万円/協議会)	農林課 61-3947
23	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	町内河川の堤防及び河川内を地域住民の協力により河川堤防の草刈活動を行い、それにかかる経費の一部を助成する。 ※県管理の河川のある地区が対象	作業人数及び経費によって補助額を決定 限度額 7万円	建設課 61-3948
24	原材料費支給事業	自治組織等による施設(道路、道路に付随する排水路、道路法面)の維持管理に対し、原材料を支給する。	1地区限度額10万円	建設課 61-3948
25	道路除排雪作業用燃料支給事業	狭隘路線や防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積場及び、除雪困難な高齢者世帯等に対する除排雪など、地域住民が行う除排雪作業に対して燃料を支給する。 ※事前に燃料支給資格証の交付が必要 ※支給期間:12月1日～翌年3月31日	油種:ガソリンまたは軽油 限度量:1地区200リットル(2種合算)	建設課 61-3948

令和8年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
26	町道支障木伐採支援事業	地域森林計画区域外(林班外)で森林の様相を呈した居住地以外の町道に面した所有地において、交通の安全上、道路にはみ出た支障木の伐採に掛かる費用を助成する。 ※対象経費限度額(地元組織:20万円、個人:5万円) ※対象者:支障木の所有者、管理者または管理する地元組織	補助率100%(1千円未満切捨て) 自治会:限度額200千円 個人:限度額 50千円	建設課 61-3948
27	景観まちづくり活動支援事業補助	町景観計画に沿って街並み景観の保全・活用する活動で、新規の活動又は既存の活動内容を拡充して実施し、補助終了後も継続的に実施することが見込まれる事業に対し助成する。	補助対象経費の3分の2以内 9万円を限度とする	えい住支援課 61-3922
28	地区コミュニティ会館整備支援事業	地区コミュニティ会館(集落センター等)の新築・増改築に要する経費を助成する。 申請期間は令和8年10月31まで	【新築】 補助率 1/3(県補助ある場合2/3以内) 限度額 500万円 (県補助ある場合1,000万円) 【修繕】100万円以上の工事が対象 補助率 1/3(県補助ある場合2/3以内) 限度額 300万円 (県補助ある場合450万円) 【バリアフリー化】 30万円以上の工事が対象 補助率 1/3以内 限度額 30万円 【空調設備工事】 30万円以上の工事が対象 補助率 1/3以内 限度額 30万円	生涯学習課 61-3400
29	一般コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動に直接必要な設備・備品等(建築物、消耗品は除く)の整備に対し助成する。 令和8年度は、令和9年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 100万円から250万円	生涯学習課 61-3400
30	コミュニティセンター助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動を推進し発展を図ることを目的とした集会施設の建設または大規模修繕等の整備に対し助成する。 令和8年度は、令和9年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。助成内容は変更となる場合あり。	補助率 対象事業費の3/5 限度額 2,000万円	生涯学習課 61-3400
31	集落活性化支援事業補助金 (自治会による住民交流イベント等開催支援)	自治会活動の新たな担い手の参画や住民の自治会への加入を促すことを目的とした新たな住民交流イベントの開催の事業に対し助成する。 ※補助対象期間は申請年度の1月末まで。 ※申請は令和8年4月より受付します。	補助対象経費の2分の1以内 ※ただし、1事業実施主体あたり10万円を限度とする	生涯学習課 61-3400

令和8年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
32	わがまち夢プラン育成支援事業	町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。	【3年目まで】 対象経費の2/3以内 限度額 20万円 【4年目以降】 対象経費の1/2以内 限度額10万円	生涯学習課 61-3400
33	伸びゆく永平寺町民運動推進事業	町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。	補助対象経費3万円以上で1/2以内 限度額 8万円	生涯学習課 61-3400
34	地域づくり応援事業補助金	地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種催しや事業を支援する。地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とする。	補助対象経費40万円以上で1/2以内 限度額 100万円(1年目)、70万円(2年目)、40万円(3年目以降)	生涯学習課 61-3400
35	青少年健全育成支援事業	宝くじの社会貢献事業として、青少年の健全育成に資するための、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業に対し助成する。 令和8年度は、令和9年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 30万円から100万円	生涯学習課 61-3400
36	地域づくり助成事業 活力ある地域づくり助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域の活性化に資するための、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成する。 令和8年度は、令和9年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 200万円まで	生涯学習課 61-3400
37	消防施設補助金	消火栓での初期消火に使用する消防用ホース、管そ、スタンドパイプ、ハンドル及びこれらを格納する格納箱等の整備に要する経費に対し助成する。 ※事前申請となります。	①補助率 1/2 (整備に要する経費) ②補助率 2/3 (限度額 10万円) ・新設ホース格納箱用の消防用ホース ・8年以上経過した消防用ホース ①②を合わせた最高補助限度額 30万円	消防総務課 63-0119

※詳細については、各担当課までお問い合わせください。

令和8年 地区区長会役員にお願いする職務について

【1. 役員の名称】

地区	地区区長会	永平寺町区長会連合会	福井県自治会連合会
松岡地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
永平寺地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
上志比地区	会 長	会 長	理 事
	副 会 長	役 員	

※永平寺町区長会連合会の**会長**は3地区で持ち回り。

※福井県自治会連合会の**理事**は3地区で持ち回り。

【2. お願いする職務】

●永平寺町区長会連合会

依頼する役員	委員等名称	内容
会長・副会長	永平寺町大燈籠ながし 実行委員会 副実行委員長	8月22日（土）開催（大燈籠ながし大施食法要の参列、他当日の参加） 会議出席依頼 実行委員会（3回程度） 各部会（2～3回程度）
会長・副会長	地域公共交通会議委員	R8年は5回程度開催予定。不定期。
会長	永平寺町スポーツ協会 監事	4月上旬に会計監査を実施。
会長・副会長	各地区体育祭 副大会長	地区体育祭で開会式参列、閉会式参列（万歳三唱、抽選会抽選）
会長	交通安全県民運動	交通安全県民運動期間中に一斉街頭活動（4回/年） 上志比支所前

●福井県自治会連合会

出席を依頼する役員	行事名	内容
理事	役員会	年3回程度
理事・（代議員）	総会	決算・予算、講演会等（年1回）
理事・（代議員）	代議員研修会	先進地視察等（年1回）
理事	知事と語る会	年1回

総務課からの連絡・お願い事項

① 区長業務中の事故について

区長の皆様は、町の「町政支援員」として委嘱されております。万が一、委嘱事務中に事故があった場合には、保険に加入しておりますので総務課までご連絡ください。

② 区長の報償について

毎年12月に役場から区長様へ報償をお支払いさせていただいております。金額については、均等割 30,000 円(諏訪間団地を除く) + 戸数割(戸数×1,000 円)から源泉徴収後の金額となっております。

また、お支払いのために区長様の個人口座とマイナンバーのご提出をお願いしております。後日、詳細を通知させていただきますのでよろしくお願いいいたします。なお、区長報償の支払いにかかる戸数とは、区で把握をしている戸数となります。(区費をいただいている世帯等)

③ 区長名簿の提供について

地区内で行う工事や祭事等の手続きで、業者等から請求があった場合に、区長様の名前や住所をお伝えしております。また、その他の内容での請求がある際には、お電話で確認させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

④ 地区要望について

地区や団体等から提出される要望につきましては、毎年4月頃から担当課が現地測量および概算設計額の算出を行い、庁内ヒアリングにおいて地域間のバランスや予算枠等を考慮した上で、実施箇所を決定しています。

道路の陥没等、緊急的な要望には随時対応しますが、それ以外の要望につきましては、毎年3月までを目処に提出していただきますよう、お願いいいたします。

なお、要望に対する回答書は、7月と12月にお届けする予定です。

⑤ 区長の負担軽減に向けた地区の事例について

区長や班長の皆様の負担を軽減するため、地区において取り組まれている事例を紹介いたしますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

●区費や各種募金の集金について

- ・各家庭への集金はせず、年末の暮盛の際に盛金として精算している。
- ・盛費は年2回で、全戸が口座引き落としにしている。
- ・区費は日時を決めて集落センターにて集金する。同時に年間分の各種募金も一斉に受付ける。
- ・区費は、会計担当である副区長に納入するが、各種募金はもう1人の副区長に納入し、役場や社協等への納入も副区長が行う。(区長の負担軽減のため)

●区長配布物について

- ・区民から配布係として1名を募り、委託している。(手当あり)
- ・集金業務や回収を伴う配布物は班長が担当しているが、その他の配布物は各班持ち回りの月当番が各世帯に配る。(班長の負担軽減のため)
- ・町公式 LINE の登録を推奨し、配布数を削減している。約1/2の区民が登録済。

●会議の案内や資料の配布について

- ・会議の案内、資料ともに LINE で周知を行い、ペーパーレス化を図っている。

⑥ 区長会資料について

町のホームページにて、区長会資料及び各種申請書等を掲載いたしますので、ご利用ください。



【問い合わせ先】

永平寺町役場 総務課

Tel:0776-61-3941

Mail:somu@town.eiheiji.fukui.jp

交通災害共済 概要説明書

- ・本共済は1人年額500円の掛金をお納めいただき、万が一交通事故に遭われた際に見舞金をお支払いする制度です。
- ・掛金は掛け捨てとなっております。
- ・加入は任意であり、強制ではありません。
- ・申込ハガキは2月20日(金)の区長配布日に、お配りする予定です。
- ・申込ハガキは、**1月23日現在**のものとなっていますので、ご了承ください。
(世帯員が増えた時は、手書きで追加記入して下さい)
- ・令和8年3月31日までに共済掛金を領収した場合、共済期間は、
令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。
(令和8年4月1日以降に加入了場合は、加入受付日の翌日～令和9年3月31日まで)
- ・区長様にお願いすることになります申込書の配布と回収、掛金の集金に関しまして、貴区に入られていないマンション・アパート等にお住まいの方については、本人さまのご住所へ役場から直接、申込書をお送りさせていただきます。
- ・個人が直接、役場又は福井銀行へ申し込みをすることもできます。
申込先：総務課（本庁2階）、各支所窓口、福井銀行
- ・事務取扱手数料として、前年度2月1日現在の世帯数（県市町協働課「住民基本台帳にもとづく人口・世帯数等調」）に85円を乗じて得た額と、当年度10月1日現在の加入者数に60円を乗じて得た額を比較し高い額が、交通災害共済組合から交付されます。同様の計算方法で、毎年12月に各区の口座にお振込みいたします。
- ・その他、ご不明な点があれば総務課（0776-61-3941）までご連絡ください。

永平寺町役場 事務組織構図・主な業務

R8.1.15現在

◆永平寺町役場 本庁

〒910-1192 永平寺町松岡春日1丁目4番地

代表電話番号 Tel:61-1111

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
総務課	61-3941	人事、選挙、区長会、人権啓発、消費者行政、交通災害共済、情報公開、行政不服審査、ふるさと納税など
契約管財課	61-3924	入札及び契約・参加資格、指名委員会、工事検査、庁舎管理、財産管理、公用車管理、土地賃貸借支払、指定管理制度など 福祉関係施設、子育て関係施設、学校関係施設、生涯学習関係施設の営繕工事など
防災安全課	61-3951	地域防災計画の策定、防災、防犯、交通安全に関することなど
財政課 (行政改革推進室)	61-3933	予算の編成、財政計画など 行政改革に関すること
総合政策課 (情報政策室) (公共交通対策室)	61-3942	町政の総合的な企画・調整、地方創生、総合振興計画の策定、広報・情報発信、環境政策の推進に関することなど システムの管理、デジタル化の推進、広域圏(電算)との連携 えちぜん鉄道・路線バスの利用促進、コミュニティバス、その他公共交通に関することなど
住民税務課 (債権管理室)	61-3945 61-3944 61-3944	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、 マイナンバーカード、一般廃棄物など 町税の賦課・徴収(住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等)、各種税証明 町税や料金の滞納整理に関すること
福祉保健課 (健康長寿室) (保健センター) (いきいき健康室)	61-3920 61-0111	高齢者福祉、障害者福祉、介護保険に関すること、福祉医療助成、生活困窮等に関することなど 高齢者の健康・生きがいづくりに関すること 健康づくり、健診、予防接種に関すること、母子健康手帳の発行や母子健康相談など 健康づくり、健診、所管課との企画調整に関すること
子育て支援課	61-7250	子育て支援に関すること、幼稚園・児童園・認定こども園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターの運営管理など こども家庭センター(えいぱらっと)、子どもの屋内遊び場(えいぱーく)の運営管理など
農林課	61-3947	農林水産業・食育地産地消・有害鳥獣対策・土地改良・農業委員会に関することなど
建設課	61-3948	土木工事の企画・測量・設計、河川維持、道路除雪、公営住宅、公園に関することなど
えい住支援課	61-3922	移住定住促進、企業誘致、都市計画、建築行政・住宅支援、景観行政に関することなど
会計課	61-3949	出納、決算、有価証券に関することなど
議会事務局	61-3950	議会運営など
学校教育課	61-3937	学校等の財産に関すること、学校給食、小中学校児童生徒の就学、入学・転校に関することなど
生涯学習課 (男女共同参画室)	61-3400	生涯学習・社会教育、文化財保護、公民館・体育施設・図書館の管理運営、スポーツの振興、国際交流、人権教育など 男女共同参画社会の推進、青少年健全育成・活動の推進など
町立図書館	61-7117	図書、記録、古文書、視聴覚資料その他の必要な資料の提供・収集・保存など

◆永平寺支所

〒910-1292 永平寺町東古市第10号5番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
地域づくり応援課 (永平寺支所)	63-3111	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、地域振興、自治会に関すること、公共施設の維持管理、各種団体に関すること、永平寺支所・開発センターの管理運営貸出業務
商工観光課 (ブランド戦略室)	61-3921	商工業振興、労働政策全般、観光情報の発信など ブランド戦略に関すること

◆上志比支所

〒910-1392 永平寺町栗住波第1号1番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
地域づくり応援課 (上志比支所)	64-2211	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、地域振興、自治会に関すること、公共施設の維持管理、各種団体に関すること、上志比支所の管理運営業務

◆松岡上水道管理センター

〒910-1139 永平寺町松岡木ノ下2丁目201番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
上下水道課	61-0277	上水道、下水道、合併処理浄化槽に関することなど ※下水道(御陵地区)…五領川公共下水道事務組合(67-1602)

◆町内施設一覧

施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号
消防本部・消防署	63-0119	町立図書館 上志比館	64-3170	松岡総合運動公園 (you meパーク)	61-3485	松岡子育て支援センター	61-0750
永平寺町保健センター	61-0111	松岡公民館	61-7222	上志比文化会館 サンサンホール	64-3170	永平寺子育て支援センター	63-3113
松岡福祉総合センター (翠荘)	61-0111	永平寺公民館	63-3111 (永平寺支所)	永平寺緑の村 ふれあいセンター	63-4222	上志比子育て支援センター	64-3100
地域包括支援センター (本庁内)	61-6166	上志比公民館	64-2244	四季の森複合施設	63-2111	松岡河川公園	61-4010
永平寺老人福祉センター (永寿苑)	63-3868	松岡ふるさと学習館	61-6677	松岡児童館	61-0750	志比南公民館	63-3778
町立図書館	61-7117	御陵公民館 (改善センター)	61-3151	志比児童館	63-3113		
町立図書館 永平寺館	63-3112	吉野公民館 (ざおう荘)	61-6900	上志比児童館	64-3100		

◆幼稚園・児童園

◆小・中学校

園名	直通電話番号	園名	直通電話番号	学校名	直通電話番号	学校名	直通電話番号
吉野幼稚園	61-1520	上志比幼稚園	64-2145	松岡小学校	61-0069	松岡中学校	61-0048
松岡東幼稚園	61-0346			吉野小学校	61-0228	永平寺中学校	63-2075
御陵幼稚園	61-2001			御陵小学校	61-2004	上志比中学校	64-2040
なかよし幼稚園	61-1092			志比小学校	63-2009		
志比南幼稚園	63-2298			志比南小学校	63-2040		
志比幼稚園	63-2307			上志比小学校	64-2029		
志比北幼稚園	63-2593						

永平寺町個別避難計画の作成にあたって

個別避難計画を作成して、災害時の避難に備えましょう！

1. 個別避難計画とは

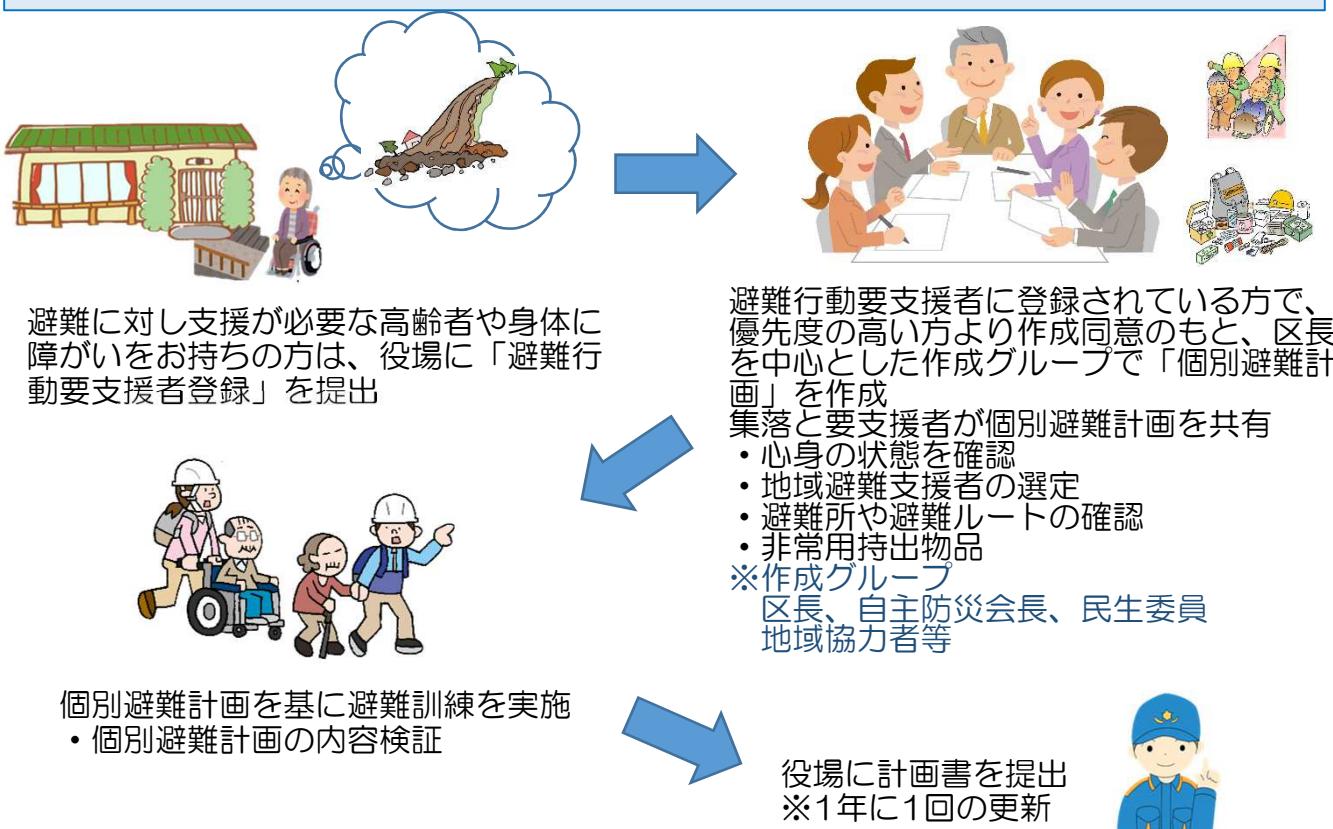
災害が発生または発生の恐れがある場合に、避難行動要支援者が、安全に避難行動ができるよう「避難先」「避難経路」「避難をしてくれる方」「持出物品」等を記載した計画です。

2. 個別避難計画の対象者は

町に避難行動要支援者登録（※別紙）がされている方で

- 要介護度3～5の認定者
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 知的障害者（療養手帳Ⓐ・A）の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 独居・高齢者世帯の方
- ハザードマップで危険な区域にお住まいの方
- 難病の方や自ら避難支援が必要な方

3. 個別避難計画の作成方法



提 出 用

避難行動要支援者登録申請（台帳）

【防災安全課】

同 意 欄

永平寺町長様

私は、永平寺町避難行動要支援者制度に同意し、下記の台帳に登録するとともに、この情報を永平寺町、永平寺町消防本部、福井県、福井県警察、区長、自主防災組織リーダー、班長、民生（児童）委員、地域支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

(ふりがな)

本人氏名 _____ 本人住所 永平寺町

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 連絡先（携帯電話など）

戸籍上の性別を記載してください（男・女）

<代理人が同意する場合>

代理人（代筆）住所 _____ 代理人（代筆）氏名 _____
(本人との関係 _____)

記載項目記入欄

<災害時要援護者>

血液型（ ）型 緊急通報システム（有・無）

○ 本人の状況等 ※該当するものにチェックを記入

- ひとり暮らし高齢者（支援を必要としている者）
- 高齢者のみの世帯（支援を必要としている世帯）
- 要介護者（介護度 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5）
- 身体障害者（□肢体 □視覚 □聴覚 □その他 等級 種 級）
- 精神手帳（1級・2級・3級） 療育手帳（障害程度 A1・A2・B1・B2）
- 難病（ ）
- 妊婦
- その他（理由： ）

○ 特記事項

○ 保健・医療・福祉サービスの受給状況

<家族構成・同居の状況 ※本人を含む>

○ 同居人数 人 独居 ○ 日中の状況 1人 高齢者のみ

<緊急時家族等の連絡先 ※連絡の優先順位で記入下さい>

① 氏名 _____ 続柄（ ）（同居・別居）

住所 _____ 連絡先（携帯電話等） _____

② 氏名 _____ 続柄（ ）（同居・別居）

住所 _____ 連絡先（携帯電話等） _____

<地域支援者（ ）の関係欄は、近所、知人等と記入下さい>

① 氏名 _____ 関係（ ）住所 _____ TEL _____

② 氏名 _____ 関係（ ）住所 _____ TEL _____

○問い合わせ先：永平寺町防災安全課 TEL61-3951

永平寺町自主防災組織等補助金 概要

自主防災組織等補助金の種類は、<活動費>・<資機材購入費>・<個別避難計画更新費>・<防災井戸等調査費>の4種類があります。

【活動費補助金】補助率：防災活動に係る経費の100% ※事前申請

- 自主防災組織 限度額2万円 千円未満斬捨て（事業費は2万円以上で可）
- 自主防災組織連絡協議会 年度額4万円 千円未満斬捨て（事業費は4万円以上で可）
※補助対象は別表1

【資機材購入費補助金】補助率：資機材購入費の50～80% ※事前申請

- 自主防災組織 年度額30万円以内 千円未満斬捨て
※補助対象は別表2「表2」(80%補助)・「表3」(50%補助)
(ただし個別避難計画作成地区が購入するリヤカー及び車椅子等は80%補助)
- 自主防災組織連絡協議会 年度額60万円以内 千円未満斬捨て
※補助対象は別表3(50%補助)

【個別避難計画更新補助金】

- 地区住民による個別避難計画の更新作業に係る経費 年度額5千円
※防災安全課へ個別避難計画の更新を提出した組織が補助対象

【防災井戸等調査費補助金】補助率80% ※事前申請

- 自主防災組織が災害時に活用する防災井戸等1箇所につき 限度額1万円

別表1（第3条関係）

区分	内容
自主防災訓練に必要な経費	初期消火訓練に係る経費、消火器の詰替え等 救出救助訓練に係る経費、材料費等 応急救護訓練に係る経費、講習材料、資材費等 炊出し訓練に係る経費、炊飯用具、材料費等 訓練要項及びパンフレットの作成に係る経費
啓発活動に必要な経費	講演会経費、パンフレット、研修会時の飲み物 (食事、酒類は除く)
地区住民（災害時要援護含む）の対応に必要な経費	名簿（地区居住録等）、災害時要援護者登録 防災マップ作成等に係る経費 ※但し、自主防災組織連絡協議会は防災マップ等作成等に限る。
その他の経費	その他、町長が特に必要と認める経費

別表2(第3条関係)

区分		資機(器)材等	
表1 避難用資機(器)材	ヘルメット	世帯数分	
	避難所看板・誘導看板	必要数	
	誘導旗	避難誘導班員数	
	非常用持出袋	世帯数分	
表2 救助・救護等用資機(器)材	メガホン	サイレン付・避難誘導班員数	
	トランシーバー	自主防災組織等各班数	
	懐中電灯	ハロゲン強力ライト 避難誘導班員数	
	救助工具セット	自主防災組織等救助班数	
	チェンソー	自主防災組織等救助班数	
	テント	2K×3K(4K) 20戸に1張・最高10張まで	
	発電機	能力300W以上・20戸に1台・最高10台	
	投光器	20戸に1台・最高10台	
	大型救急箱	応急用資材・薬剤 区班数	
	担架	二つ折り式 自主防災組織等救助班数	
	リヤカー	折り畳み式 自主防災組織等救助班数	
	ブルーシート	必要数	
	非常用毛布	圧縮式 必要数	
	簡易トイレセット	テント付 50戸に1台(最高10台)	
	ポリタンク・給水袋	世帯数	
	コードリール	20戸に1台(最高10台)	
	防災倉庫	簡易型 防災組織に1棟	
	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ格納庫含む	
その他、町長が特に認めたもの			
表3 個別避難計画 救助・救護等用車イス 資機(器)材	リヤカー	折り畳み式 移送に必要な数	
	車イス	折り畳み式 移送に必要な数	
	担架	移送に必要な数	
	簡易ベット	要配慮者数	
その他、町長が特に認めたもの			

別表3(第3条関係)

区分		防災資機材等
可搬式動力ポンプ（C1クラス）・小型除雪機		
救助用具		発電機付投光器、温風機、炊き出し器、トランシーバー（中距離用）
救護用具		AED、給水タンク、水洗トイレ（テント付）、大型テント、車イス
資機材倉庫		コンテナ型
その他		その他、町長が特に認めたもの

別表第3(第3条関係)

区分	対象
防災井戸等	災害時に飲料水や生活用水として、地区住民が活用する井戸や湧き水
その他	町長が必要と認めるもの

◎問い合わせ先 永平寺町防災安全課 61-3951

生活情報 収集

健康
ごみ出し
イベント
ほか

あなたが「欲しい」
永平寺町の情報が届く。



公式 LINE

永平寺町

緊急情報 収集

災害
緊急
道路

あなたの隣の人は登録してる?
!?



公式 LINE でできること



災害時の緊急情報

緊急時の避難情報や道路情報など、いち早く受信

町のイベント・生活情報

近日開催のイベントや生活に直結する情報を受信

町からの配布物お知らせ

月2回の町からの配布物をスマホで楽々チェック!

最新のお知らせをすぐに受け取れる
緊急時のお知らせもタイムリーに確認できる

登録サポートのお願い

ご家族や友人でスマートフォンに慣れている
方が、そばで一緒に操作していただくことで、
短時間で登録が完了します。

スマートフォンの操作が不安な人への
サポートをお願い
いたします。



ペコリ。

登録方法

- ①スマートフォンで QR コードを読み取る
- ②「友だち追加」ボタンをタップ
- ③登録完了

今春運行開始に向けて 準備中！

上志比地区で 近助タクシーを運行します



近助タクシーは、地域が主役となり、地域の活性化のため利用者と運用者、様々な関係者の助け合いの精神により成り立っている移動サービスです。事前予約制で、自宅から町内指定目的地を結ぶドアツードア運行となり、ドライバーも地元住民の方です。運賃は1乗車1人 大人300円、小人50円。お得な回数券、定期券もあります。

※近助タクシー運行開始により、デマンドタクシーは終了となります

ドライバー募集中！

近助タクシー利用の流れ



申込み・問合せ

永平寺町役場 地域づくり応援課

0776-64-2211

永平寺町役場 総合政策課

0776-61-3942

それぞれの地区でも近助タクシーが活躍中

令和2年10月本格運行開始

志比北
地区
鳴鹿山鹿

令和4年10月本格運行開始

吉野地区

令和4年10月本格運行開始

志比南地区



【問合せ】永平寺町総合政策課 61-3942

上志比地区対象

令和7年分所得税確定申告・令和8年度町県民税申告

税の申告相談・受付について

申告期間 2月12日(木)～3月16日(月)

本年も所得税・町県民税の申告の時期となりました。申告時の混雑を避けるため、下記のとおり、地区ごとに申告相談日程を設定させていただきました。できるだけ指定された日時・会場にお越しくださいますようお願いします。なお、2月24日(火)から2月27日(金)までの平日は、本庁にて税理士による受付も行いますので、ご希望の方は本庁へお越しください。

●申告相談・受付の日程(地区別)

日時(12:00～13:00は受付しません)	会 場	対 象 地 区
2月24日(火)	9:00～16:00 上志比支所	吉峰・藤巻
2月25日(水)	9:00～16:00 上志比支所	市荒川・中島・野中
2月26日(木)	9:00～16:00 上志比支所	竹原・北島
2月27日(金)	9:00～16:00 上志比支所	栗住波・せせらぎ
3月 1日(日)	9:00～16:00 本庁	町内全域
3月 9日(月)	9:00～16:00 上志比支所	石上・市右エ門島
3月10日(火)	9:00～16:00 上志比支所	大野島・清水・浅見
3月11日(水)	9:00～16:00 上志比支所	山王
3月12日(木)	9:00～16:00 上志比支所	牧福島・大月
上記以外の期間中 (土・日除く)	9:00～16:00 本庁	町内全域

●申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード(写)、またはマイナンバーの確認できるもの(写) + 本人確認書類(写)運転免許証など
※代理で申告する方は、申告する方のマイナンバーカード(写)、
または申告する方のマイナンバーの確認できるもの(写) + 申告する方の本人確認書類(写)
- ②令和7年中の収入(所得)などがわかる源泉徴収票または明細書等
- ③控除の種類に応じた領収書・明細書または証明書など
- ④還付がある人は本人名義の口座番号などがわかるもの
- ⑤昨年の申告書控え など

所得がなくても
申告は必要です！

受付順番予約システム

スマホアプリ「LINE」を利用して受付順番の予約
ができます！

- ◎LINE 町公式アカウント友だち追加→LINE から発券
- ◎申告会場にて発券

※申告する日の当日に予約をお願いします

※詳細は広報2月号をご確認ください

●申告しなくてもいい人とは…

- ①年末調整を受けた給与所得しかない人
※給与収入が2千万円を超える人、新たに所得控除等を受ける人は申告が必要です。
- ②高校生など18歳以下で収入のない人

●申告しなければならない人とは…

上記①②(申告しなくてもいい人)に該当しない人は、すべて確定申告または住民税申告をしなければなりません。「収入がなかった」「年金収入だけだった」「税金がかからない程度しか収入がない」という方も申告をお願いします。

●申告しないとどうなる？

申告をしないと、正しい税額を求めることができません。特に、年金受給者は障害者・寡婦控除などの申告がなかったことにより、課税となってしまう人も見受けられます。また、国民健康保険税など各種制度において軽減措置が受けられないほか、所得証明書が発行できない場合があります。

問合せ 福井税務署 ☎ 23-2690 役場住民税課 ☎ 61-3944

次ページもご確認ください

■確定申告・住民税申告のお知らせ・お願い

一部受付内容の廃止について

以下の所得・内容は役場会場では受付できません。

福井税務署での相談または電子・郵送での提出をお願いします。

○不動産や株式の譲渡に係る所得

○利子所得や暗号資産等に関する所得

○株式配当・利子に係る所得

○雑損控除

○初年度の住宅ローン等控除

○退職金に関する所得

営業・農業所得や医療費控除を申告する際は、事前集計をお願いします

営業・農業所得の申告の際は、収入および経費を事前にご自宅で集計のうえお越しください。

領収書・レシートなどをそのまま持参される方が見受けられますが、帳簿または集計表に必ず事前集計をお願いします。**未集計の場合は申告受付をお断りする場合があります。**

記入方法などについて、ご不明な点がありましたら申告期間前に役場住民税課までご相談ください。

郵送でカンタン！ 簡易申告書をご利用ください

例年、役場会場は1時間以上の待ちが発生するなど大変混雑します。

一昨年度より、書類(源泉徴収票など)からの簡単な転記で住民税申告書を作成できる「簡易申告書」を1月下旬に対象の方(例年、扶養控除のみなど簡単な申告のみをされている方)に発送いたしますのでぜひご利用ください。

スマートフォンを使った順番受付予約システムをご利用ください

役場各会場では、受付順番予約システムを導入しています。

スマートフォンからご自宅で順番予約でき便利です。ぜひご利用ください。

【利用の仕方】※詳細な利用方法は広報2月号に掲載予定です。

- ① 永平寺町役場の公式LINEと友達になる
- ② トーク画面で「確定申告順番待ち」を選ぶ(2月上旬より利用可能)
- ③ 申告会場を選び、「発券する」ボタンを押すと番号札が発行される。

スマートフォンをお持ちでない方も、申告会場の発券機より番号札の発券が可能です。

発券時間 当日 8:30～16:00

※発券は当日のみとなります。時間指定や事前予約はできません。

上場株式等の住民税の課税方式の選択について(申告不要制度の廃止)

令和6年度(一昨年の申告内容)より所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

(例:源泉徴収ありの特定口座で取引される譲渡所得・配当所得について所得税の確定申告で申告 分離課税を選択した場合、住民税では申告不要制度を選択できなくなります。)

これにより、扶養控除や非課税判定、各種保険料の算定に影響が出る場合がありますので、申告される場合はご注意ください。

また、上場株式に関する所得の申告の要否や損得についてのお問い合わせについてはお答えしかねますので、ご了承ください。

◎町民清掃の日について

本年も例年同様 4月の第3日曜日の「町民清掃の日」に町民清掃を実施しますので、ご協力をお願いします。詳しくは、3月にご案内いたしますので、ご確認ください。

実 施 日：令和8年4月19日（日） 雨天決行
清掃時間：午前6時00分～7時00分頃まで
汚泥受入：午前8時00分～9時30分まで

◎廃棄物施設整備事業補助金について

・新設・入替するごみ籠

1 施設につき10万円を上限として補助を行います。

・ごみ籠の維持にかかる修繕・補修

1 地区につき3万円を上限として補助を行います。



【対象】

①施設の維持に必要な部材の取替に関するもの

②現行施設の機能を維持するための付帯設備に追加するもの

◎看板・ネット袋の提供について

・不法投棄、ポイ捨て、犬のウンチ禁止看板

不法投棄やポイ捨て、犬のウンチへの対策として禁止看板を提供しています。

看板を希望される区は設置場所の所有者・管理者の承認が必要となります。

必要枚数を確認して頂き申し込みください。

・ごみ収集曜日表示看板

ごみ籠に設置します「ごみ収集曜日表示看板」を提供しています。

劣化で見えにくくなったら、地区内の必要枚数を確認して頂き申し込みください。

・資源ごみ回収袋(ネット袋)

資源ごみ回収袋に穴や破損により使用が困難な場合は、申し込みください。



区長 各位

永平寺町福祉保健課長

在宅医療介護を支える「地域包括ケアシステム」地区説明会について

日頃より、保健・福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、超高齢社会を迎え永平寺町においても、3人に1人が65歳以上の高齢者となり、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりは重要となっています。高齢者が介護の必要な状態になっても、自分が望む生活を送るために、自分の住まいを中心必要な医療・介護サービス及び専門職から地域の様々な人達が力を合わせ対応していく必要があります。このような環境づくりを「地域包括ケアシステム」といいます。

つきましては、在宅生活を支える医療・介護サービスを含めた「地域包括ケアシステム」について、皆様への説明の機会を得たくご案内申し上げます。

下記をご利用いただき返信、またはご連絡をお願いします。

地区の皆様がお集まりになる機会に、30分程度のお時間をお願いします。

記

1 依頼内容 : 「地域包括支援システム」地区説明会

2 期 限 : 3月19日(金)を目途に調査票の返信をお願いします

永平寺町役場 福祉保健課 行

FAX: 0776-61-3464

TEL: 0776-61-3920

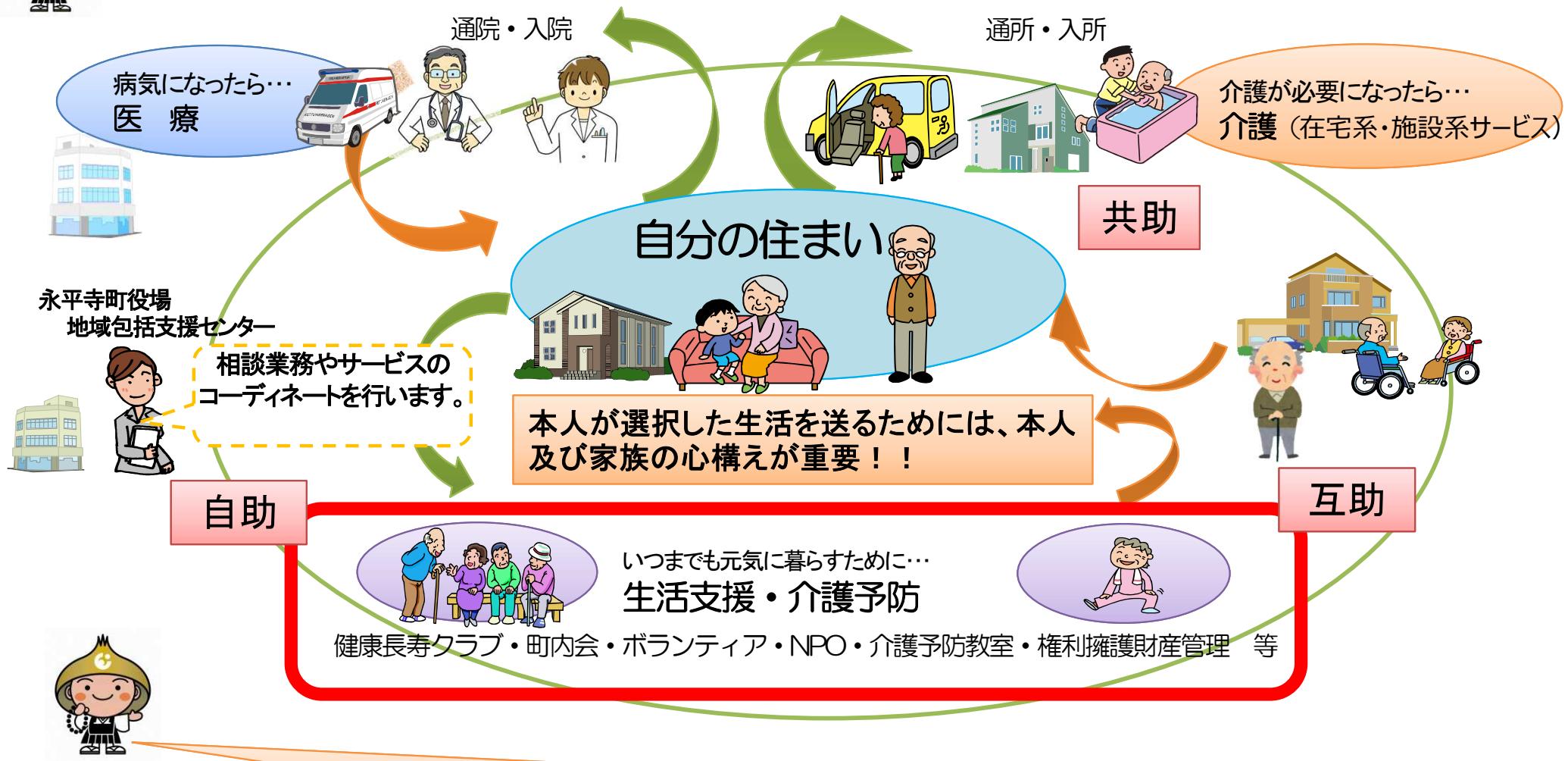
「地域包括ケアシステム」地区説明会 希望調査票

地区名	
連絡先	
説明会 開催希望日 (決まっている場合)	
未定の場合	
説明会 開催場所	

後日、日程調整のご連絡をいたします。

地域包括ケアシステムについて

どこに住んでいても、介護が必要になっても、自分の望む生活を続けることができるための必要なサービスや支援、地域の人との交流ができる地域づくりを地域包括ケアシステムと言います。医療介護の専門職の力だけではなく、地域の人達との交流や「お互い様」の支え合いの地域の力が、最期まで自分らしく生活を送るために不可欠です。



地域包括ケアシステムについての説明会を随時開催しますので、福祉保健課までご連絡ください。 ☎61-3920

区長各位

日赤永平寺町分区長
河合永充
(公印省略)

赤十字活動および会費(活動資金)募集のご理解とご協力について

余寒の候 貴職に置かれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、赤十字事業および福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本赤十字社の活動は、災害救護活動のほか国際救援、医療事業、血液事業、救急法講習会事業など多岐にわたっており、これらの活動資金は、会員および協力会員からいただく会費と法人、各種団体から寄せられる寄付金で支えられています。

毎年、5月は赤十字会費募集月間となっており、赤十字奉仕団員が各家庭を訪問しておりますが、団員が不在の地区におきましては、誠に恐縮ですが、区長様にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(個人会費募集について)

- ・毎年4月中に各区に募集に関する依頼文とチラシをお配りします。
- ・赤十字会費への説明を希望される場合は、福祉保健課までご連絡ください。

(赤十字奉仕団について)

- ・奉仕団員数が減少しています。災害救護などへの活動に団員登録にもご支援ください。

募集実績	令和5年度実績額	3,107,579円
	令和6年度実績額	2,668,043円
	令和7年度実績額	2,245,199円(令和7年12月末現在)

お問い合わせ先

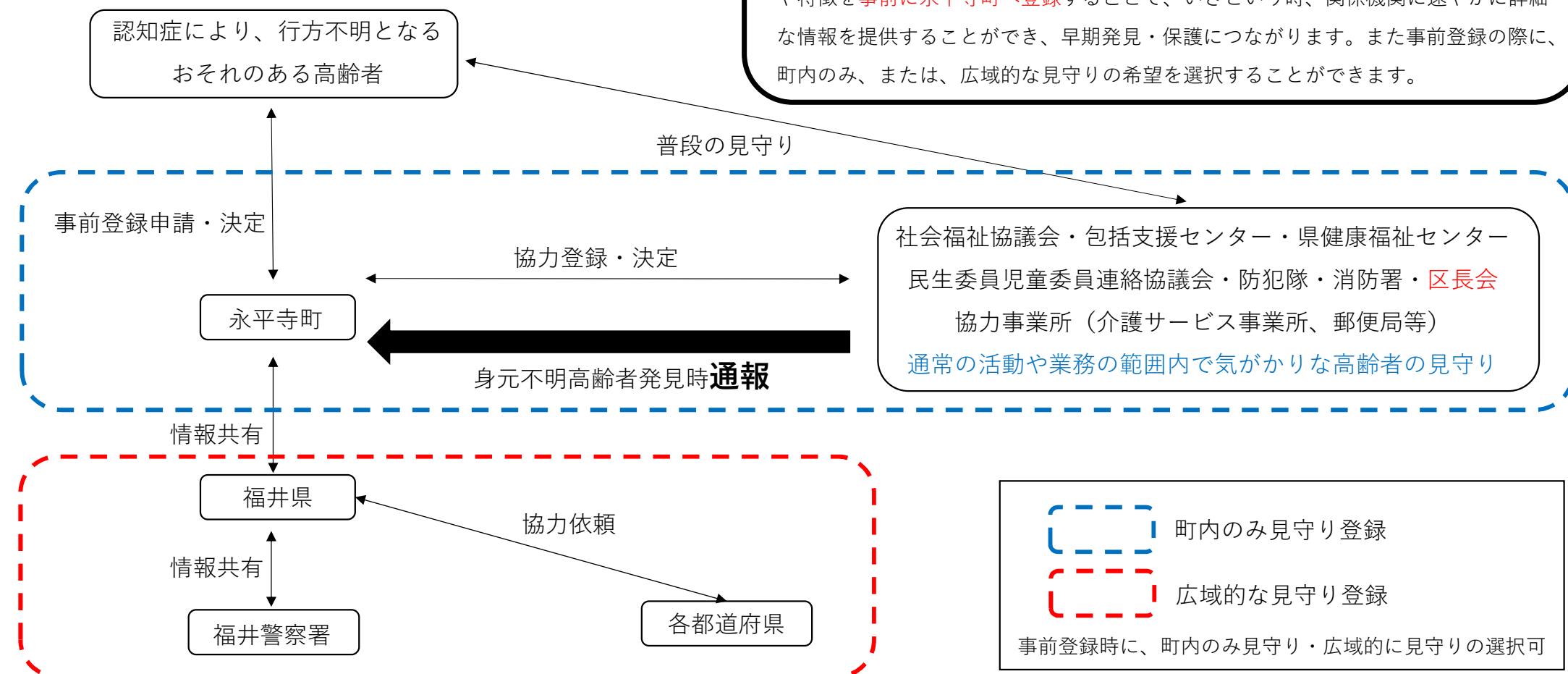
永平寺町福祉保健課

住所:永平寺町松岡春日 1-4

tel:0776-61-3920

fax:0776-61-3464

徘徊高齢者SOSネットワーク



令和8年度 永平寺町大燈籠ながしについて

毎年、当行事の運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年度は、合併20周年記念事業を実施し、前年よりも多くの方に訪れていただきました。令和8年度も引き続き、町民の方、町外の方にも多くご参加いただけるイベントとなるよう、実行委員会等で実施内容を検討しており、開催日については下記のとおり予定しています。各地区には昨年同様、以下の内容でご協力をお願いする予定です。詳細につきましては、適時、区長様宛にお知らせいたしますので、今年も区民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

令和8年度の開催日 令和8年8月22日（土）

●各地区へのご協力依頼について（予定）

1. 燈籠の申し込み

6月中に燈籠の申込書を配布させていただきますので、区民の皆様のお申込みの促進にご協力をお願いいたします。

※年々、町内からのお申し込みが減っております。永平寺町の魅力を発信する素晴らしい行事を、ぜひ次世代へと繋いでいくために、皆様のご協力をお願いいたします。

2. 燈籠の組み立て

今年も数日の期間を設定し、大きな会場で一斉に組み立てを行いたいと考えております。その際、町民の皆様にも組み立てにご協力をいただきたいと思います。

3. 当日のボランティア

当日、燈籠の受付や燈籠を流すお手伝い等をしていただけるイベントのボランティアスタッフを募集します。

【問い合わせ先】

永平寺町大燈籠ながし実行委員会事務局
(永平寺町商工観光課内)

TEL 0776-61-3921

Lantern floating in Eiheiji Town, Fukui

平和と幸せを願つて。

第
39回

大燈籠ながし

永平寺町

九頭龍川永平寺河川公園

福井県永平寺町

2026.8.22 土



永平寺町観光サイト

大燈籠ながし

お問い合わせ・燈籠申込み（供養燈籠・願い燈籠）

TEL 0776-61-3921 FAX. 0776-63-1010

mail e.toronagashi@gmail.com

主催：永平寺町大燈籠ながし実行委員会



歴史文化夜景遺産
「日本夜景遺産」認定

空き家等の情報確認依頼について

当町では、空き家等対策を推進するための基礎資料として、毎年度、区長様のご協力のもと空き家等の現況把握を行っております。

つきましては、別添の地図（過去の調査結果を反映したもの）をご確認いただき、空き家や廃屋の現況について追加・修正をお願いしたく存じます。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 調査対象 別紙「情報確認書」のとおり
2. 作業内容 別紙地図内に作業内容に沿って補記してください
3. 報告期限 令和8年4月30日（木）
4. 提出先 えい住支援課または各支所

【担当者】
えい住支援課 山本 政智
Tel : 0776-61-3922

空き家等、廃屋情報確認 作業内容

1. 用語の定義

- ・ 空き家等 … **1年以上住んでいない状態にある家屋**
(年に数回程度の帰省、住んではいないが年間を通して定期的に管理している家屋、物置等として使用している家屋は**対象外**とします)
- ・ 廃屋 … 空き家であり、そのまま放置すれば周りに危険を及ぼす恐れのある老朽化した家屋
(例) 屋根瓦が落ちている、外壁仕上材の剥落、家屋の一部が倒壊している など

2. 作業内容

別紙地図に記載してあります●が付いた家屋は、前年までの調査等で**空き家**として把握している家屋です。ただし、所有者から使用中、利用中で空き家等ではない旨の連絡を受けた家屋は除いてあります。

また、同地図に記載の○が付いた家屋は、現地調査で腐敗して危険と判定された空き家（**廃屋**）です。

作業番号	作業説明	作業内容
作業①	前年報告のあった空き家等（●・○）を今回も空き家等として報告する家屋	該当する●・○の付いた家屋を 赤丸 で囲む
作業②	前年報告のあった空き家等（●・○）を廃屋として報告する家屋	該当する●・○の付いた家屋を 青丸 で囲む
作業③	新たに空き家等として報告する家屋	該当する家屋を 赤丸 で囲む
作業④	新たに廃屋として報告する家屋	該当する家屋を 青丸 で囲む
作業⑤	前年報告のあった空き家等（●・○）に現在居住している事が確認できる家屋	該当するポイントの付いた家屋に△印をつける
作業⑥	前年報告のあった空き家等（●・○）を解体済みとして報告する家屋	該当するポイントの付いた家屋に×印をつける
その他	●・○の付いている空き家等や新たに 赤丸 青丸 を付けた空き家等について、「所有者等が月一で帰宅」、「近所の〇〇氏が管理」、「かなり傷んでおり倒壊の恐れがある」など、該当空き家等に関する情報がございましたら、些細な事でも結構ですので、 地図上にコメント をお願いします。	

3. その他

- ・ 調査範囲は、町内会の区域でお願いします。地図上に区域外の空き家にもポイントが付いていますが、調査確認は不要です。
- ・ 廃屋であるかどうかの判別については、細かい規定があるわけではございませんので、区長様の主觀による判断で構いません。
- ・ **背景の地図は情報が古いため、前住民氏名や解体済みの建物が掲載されている場合がありますが、空き家等の情報のみ記載いただければ結構です。**
- ・ その他不明点等ございましたらえい住支援課までお問い合わせください。

令和 年 月 日

永平寺町役場 えい住支援課 宛

空き家等、廃屋 情報確認書

区名：_____

区長名：_____

連絡先：_____

上記の件について、下記のとおり確認しました。

下記の1か2のどちらかに○印をつけてください。

- ・空き家等、廃屋がない場合は、1に○印をつけてください
- ・空き家等、廃屋がある場合は、2に○印をつけて、件数をご記入ください。

1. 調査の結果、空き家等・廃屋はありませんでした。

2. 調査の結果

① 空き家等 (●を赤丸で囲む) 件 _____

② 廃屋 (●・●を青丸で囲む) 件 _____

上記合計 件 _____

③ 空き家に居住 (●を△で囲む) 件 _____

④ 解体済み (●に×を上書き) 件 _____

⑤ その他 (●にコメント) 件 _____

事例別記載例



地域づくり応援課からのお願い事項

① 区長配布物について

毎月第1、第3金曜日に広報などの役場からの配布物を区長様宅へお届けしています。区長の皆様には区民の方への配布のご協力をお願いいたします。

全戸配布・回覧物の電子データを町ホームページに掲載しています。掲載時には、町 SNS 等でお知らせいたしますので、町 LINE の登録をお願いいたします。また、区長依頼通知一覧(区長様に提出をお願いしている書類など)は、町のホームページで掲載しています。

地区で区長配布物(全戸配布)を希望されない世帯(全戸配布については HP で確認することで紙が不要な方)が有りましたら地域づくり応援課までご連絡をお願いいたします。次回から配布させていただく数を変更させていただきます。



区長依頼通知 HP はこちら

【問い合わせ先】

永平寺町役場 地域づくり応援課

Tel:0776-64-2211

Mail:ouen@town.eiheiji.lg.jp

令和8年 区長配布日 (2026年2月~)

配布曜日：毎月第1・第3金曜日

注意 但し1・3月は祝日と重なる為

令和8年3月は第1金曜日・第3木曜日に変更します。

令和9年1月は第2金曜日・第4金曜日に変更します。

		月　　日
令和8年 2月		2月 6日
		2月 20日
3月		3月 6日
		3月 19日
4月		4月 4日
		4月 18日
5月		5月 2日
		5月 16日
6月		6月 6日
		6月 20日
7月		7月 4日
		7月 18日
8月		8月 1日
		8月 15日
9月		9月 5日
		9月 19日
10月		10月 3日
		10月 17日
11月		11月 7日
		11月 21日
12月		12月 5日
		12月 19日
令和9年 1月		1月 8日
		1月 22日
2月		2月 5日
		2月 19日
3月		3月 5日
		3月 19日

【学校教育課】

登下校時の見守り協力のお願い

近年、全国的に子どもが巻き込まれる交通事故や、不審者による事件が増加しています。また、クマやサルなどの野生動物による被害への不安も高まっています。

こうした危険を未然に防ぐため、下記の時間帯において、玄関先での見守りや、農作業・ウォーキングの際に児童生徒へ目を配っていただくなど、可能な範囲での見守り活動にご協力をお願いいたします。

あわせて、「子どもかけ込み所」や「子ども見守り隊」の登録者数が年々減少している状況です。子どもたちの安全を守るため、継続的なご協力に加え、新規登録についても、会合などの場で区民の皆様へ広く周知いただきますようお願いいたします。

○登校時間 小学校・中学校とも 7：00～8：00

○下校開始時間（曜日によって異なる場合があります。）

- ・小学校 低学年 14：30頃
- 高学年 15：30頃
- ・中学校 18：00頃

【お問い合わせ先】

永平寺町 学校教育課

TEL：61-3937

地域活性化補助金の事例紹介

わがまち夢プラン育成支援事業補助金

- ・補助対象事業 町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。

・補助金額 【3年目まで】

対象経費の2/3以内 限度額20万円

【4年目以降】

対象経費の1/2以内 限度額10万円

・補助事業例 「城山活性化プラン」



永平寺町地域づくり応援事業補助金

- ・補助対象事業 地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とし、地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種事業を支援する。

・補助金額 補助対象経費の2分の1以内

限度額100万円（2年目70万円、3年目以降40万円）

・補助事業例 「ふらっとつながる永平寺町の秋 秋浪漫 in 永平寺口駅」



伸びゆく永平寺町民運動推進事業補助金

- ・補助対象事業 町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。

・補助金額

補助対象経費3万円以上で1/2以内

補助限度額 8万円

・申請締め切り 令和8年7月末日

事業名	事業種類		
	①会議 講演会 研修会	②スポーツ レクリエーション	③奉仕活動
区民登山		○	
区民ペタンク大会		○	
寄せ植え講座	○		
Xmasイルミネーション装飾 &門松作成			○
輪投げ大会		○	

◎上記補助事業例を含むすべての事業例を永平寺町ホームページに掲載しております。

<https://www.town.eiheiji.lg.jp/990/p000071.html>



添付ファイルの地域活性化補助金使用事例集をご覧ください →→→

◎補助金の申請はメール、FAX、ご持参いざれでもできます。

お問い合わせ先：永平寺町教育委員会生涯学習課

TEL 61-3400 / FAX 61-2434

E-mail m-shougai@town.eiheiji.lg.jp

永平寺町消防本部集落消防施設補助金概要

各地区に設置されている消火栓での初期消火に使用する器具が、錆、腐食、劣化等により万一の際、使用できないおそれがあります。各区長、自主防災組織におかれましては、定期的に点検し整備・管理をお願い致します。また消防訓練、点検の際、派遣要請いただければ、地元の消防団員又は消防職員が協力させていただきます。

補 助 対 象 器 具	補助率(%)
 <p>消火栓での初期消火に使用する器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホース格納箱 ●格納箱脚 ●消防用ホース ●管そう ●消火栓ハンドル ●スタンドパイプ(深さ40cm以上が対象) 	1/2

※従来の65ミリ口径に加えて、50ミリ口径に関しても補助の対象とします

消防用ホース基準

補 助 対 象 器 具	補助率(%)
 <p>●新設ホース格納箱用の消防用ホース ●8年以上経過した消防用ホース ※明らかな損傷及び水漏れが確認できる場合</p>	<p>2/3</p> <p>補助限度額 10万円</p>

«最高補助限度額30万円»

(申請受付)

申請書を区長名で、永平寺町消防本部(消防総務課)へ提出をお願い致します。

補助金の決定につきましては、現地調査後となりますので、整備(購入)した後に申請とならないよう注意してください。

【お問合先】永平寺町消防本部 消防総務課 電話:0776-63-0119

区長様

永平寺町議会からのお願い

1 「議会と語ろう会」について

議員が各区などへ出向き、議会に対し自由なご意見をお聞かせいただくために、「議会と語ろう会」を開催しております。

令和8年度の計画が決まりましたら、対象の区長様に会場の確保や区民の皆さまへの周知等についてご相談させていただく場合がございます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

2 「議会だより」の発行について

定例会（3月、6月、9月、12月）の翌々月に「議会だより」を発行します。

発行月：2月、5月、8月、11月

例年同様、配布につきましてご協力をお願いいたします。



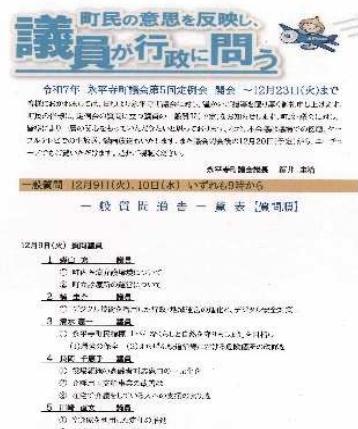
3 「一般質問事項」の配布について

定例会（3月、6月、9月、12月）の「一般質問事項」を作成しています。

配布月：3月、6月、9月、12月

例年同様、配布につきましてご協力をお願いいたします。

※議会日程と配布日の都合が合わない場合もございますが、議会ホームページでもご案内いたします。



永平寺町議会（事務局）

〒910-1192 永平寺町松岡春日1-4

TEL. 0776-61-3950 FAX. 0776-61-2434

E-Mail. gikai@town.eiheiji.lg.jp

社会福祉協議会からのお願い

1. 社会福祉協議会会費（会員募集）について

社会福祉協議会（社協）は町民の皆様からの会費に支えられています。

また、皆様からの貴重な浄財である会費は地域福祉活動や福祉支援などに有効活用させていただいております。

そこで、4月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2. 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会からのお願い

◎赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金へのご協力について

<赤い羽根共同募金> 10月1日～

<歳末助け合い募金> 12月1日～

上記の期間から全国一斉に募金運動を実施予定です。

そこで、9月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

3. 機関紙等の配布について

広報誌「ほほえみ」の配布にご協力の程よろしくお願ひいたします。

*年6回（奇数月・第3金曜日）

☆お問合わせ先☆

永平寺町社会福祉協議会
(永平寺町共同募金委員会)

永平寺町石上 27-41
電話64-3000